

表 5-1 育児休業は就業継続を高めたか

	サンプル数	専業主婦率	正社員率
92年以前の結婚後中小企業勤務者	1217	51.8%	17.9%
95年以後の結婚後中小企業勤務者	295	53.9%	18.6%

表 5-2 就業継続者の育児休業の利用は高まったか

	サンプル数	利用率
92年以前出産：育休利用／結婚後中小企業勤務者	1217	1.89%
95年以後出産：育休利用／結婚後中小企業勤務者	314	5.73%
92年以前出産：育休利用／結婚前中小企業勤務者	1747	1.32%
95年以後出産：育休利用／結婚前中小企業勤務者	443	4.06%

表 5-2 の通り、育休利用の利用は有意に高まった。t 値 3.775 有意水準 1% で、制度後利用が増えていないという帰無仮説は棄却される。結婚後就業継続者に限らず、結婚前中小企業勤務者を分母としても育休利用者は若干増えている。しかしながら表 5-1 の通り、長子 1 歳時点での就業継続に有意な差は見出せない。全体で見ても (表 5-3) 同じ傾向である。

つまり「育児休業制度」は、母親が子どもと過ごせる時間を増やしたという点で、効果はあった。しかし折からの不況の影響もあるかもしれないが、女性の就業継続そのものを高める効果は現在のところ見られていない。

表 5-3 大企業、官庁も含めた平均

	1 歳時点で正社員比率	専業主婦率	育休利用
第 1 子出産が 92 年より前	15.0%	71.8%	1.96%
92 年以後	13.4%	77.5%	6.44%

注 第一子を出生し、出産後の就業形態が不詳の者、6854 人中 402 人 5.87% は除いた。

<就業継続は女性の賃金水準を上昇させるか、育児休業制度はこれを助けるか>

本データには、6 区分に分かれた現在収入のみが収入データとしてある。また勤続等はわからず、学歴および結婚・出産・現時の就業形態履歴等のみがわかる。そこで、結婚時に正社員を続けたかどうか、パートアルバイトを続けたかどうか、出産後に正社員を続けたかどうか、パートアルバイトで続けたかどうか、また現在の従業上の地位、育児休業の利用の有無を説明変数に加えた。また通常は賃金関数には入れない変数であるが、労働時間の代理変数として、子ども数や子ども年齢を説明変数に加えた。なおこの推計は、現在無職の者は含まれないため、就業継続をしたとしても現在離職している者はすべて推計から除かれている。被説明変数は対数変換をした。

妻の現在の稼得収入に与える効果として、現在正社員であるか、現在パートであるかはもっとも大きく、学歴以上に稼得収入水準に影響を与えている。しかし、現在の従業上の

地位をコントロールしてもなお、結婚時に正社員で就業継続をしたことが有意に稼得収入を引き上げていた。また子どもが1歳の時点で、仕事に就いていたかどうか、現在の稼得収入に有意な正の影響を与えていた。育児休業を利用した者は加えて稼得収入が15%程度有意に上昇している。一方、子どもが幼い場合、子ども数が多い場合は稼得収入は低下している。

子どもを持つことは、女性の稼得収入を低下させるが、就業継続は女性の人的資本蓄積を増やし、稼得収入の水準に有意な正の影響を与えようである。また非正社員での結婚・出産を通じた就業継続は、係数は正ではあるが、女性の稼得収入を上げる有意な効果は見られなかった。

では「育児休業制度」はなぜ加えて正の効果を持つのだろうか。一つは企業特殊人的資本が重要であって、この制度によってさもなくばいったん離職し、別企業に再就職することを選択したであろう者が、就業継続した結果、企業特殊人的資本が無駄なく評価されるケースである。もしも潜在的に優秀な女性が、同時に子どもケアを重視するのであれば（実際学歴と子どもケア時間は正の相関があるとされている）、育児休業制度は、こうした女性が企業特殊人的資本を活用出来る機会を拡大する。

もう一つのケースはそもそも、就業意欲が高く、かつ、他の変数を考慮してもなお、生産性の高い女性のみが「育児休業をとりやすい雰囲気」が職場にあって、結果として利用者は経済学者は観察出来ないが、職場では観察出来る変数によって生産性が高い者である場合である。そうでない者は「周囲からの圧力」によって産休あけ復帰をするか、あるいは、離職せざるを得ないケースである。この場合、育児休業制度そのものが女性の賃金を上げるのではなく、もともと恵まれている者がこの制度を利用したということになる。

産休明けで正社員を続けた者よりも、育児休業を利用した者の方が稼得収入が高いということは、企業が、選別的に育児休業をとりやすくしている可能性さえ考えうる。休業期間があった者は、実は賃金は低いのが妥当であるはずだが、就業継続者に比べてさらに高いということを鑑みると、賃金低下が多少あっても利用しやすい制度を作ることが利用拡大には重要なのではないかとも思われる。

表5-4 妻の収入関数の推計

	係数	t値	係数	t値	係数	t値
高卒	-0.0059	0.16	0.0284	0.74	-0.0055	0.14
短大卒	0.0603	1.49	0.1105 ***	2.68	0.0582	1.43
大卒	0.1978 ***	3.99	0.2382 ***	4.77	0.1803 ***	3.61
現在正社員	0.7794 ***	24.1	0.7873 ***	24.4	0.7742 ***	23.9
現在非正社員	-0.5606 ***	19.8	-0.5529 ***	19.6	-0.5630 ***	19.9
結婚後正社員	0.1013 ***	4.07	0.1167 ***	4.68	0.1009 ***	4.05
結婚後非正社員	0.0204	0.60	0.0302	0.90	0.0215	0.64
第1子後正社員	0.2724 ***	8.92	0.2529 ***	8.28	0.2547 ***	8.18
第1子後非正社員	0.0154	0.28	0.0151	0.28	0.0180	0.33
子ども数	-0.0269 ***	2.54	-0.0572 ***	4.72	-0.0264 ***	2.50

2歳以下児	-0.0120	0.21	0.0145	0.26	-0.0314	0.56
6歳以下児	-0.1888 ***	6.50	-0.0937 ***	2.87	-0.1972 ***	6.76
年齢			-0.0038	0.23		
年齢自乗			0.0002	0.96		
育児休業利用					0.1576 ***	2.84
定数項	4.7491	98.1	4.5512	14.7	4.7529	98.2
調整済み決定係数	0.5752		0.5797		0.5776	
サンプル数	3602		3602		3602	

6 まとめ

① 1970年から1997年の出産後の母親の就業状況を見ると、正社員は1割強から2割弱で特別な傾向を持たずに推移。一方、非雇用就業機会が減少したため、第1子出産後1年目の専業主婦比率はわずかに増加傾向を示し、6割弱が7割から8割弱の間を揺れた。出産後の正社員継続者は景気変動とともに揺れる傾向が見られたが、92年の育児休業法の義務化以降とくに増加する傾向は見られなかった。

② 第1子1歳までの子どもの主な養育者を見ると（12の選択肢から3選択まで可能）、「母」のみが減少、「母と同居祖父母」も減少。「母」に加えて「父」および「別居祖父母」の役割を認識する女性が増えた。一方、育児休業、保育所等を挙げる者は依然少数派である。

③ 特に専業主婦世帯で「父」「別居祖父母」の役割増加が大きく見られた。

④ 第1子1歳時点で母親が有業の世帯において、1歳までの子どもケアの方法は、30年間にかなりの変化を見せた。70年代は家族従業者も多く、有業であっても「母」のみが比較的多かったが、80年代に入り、祖父母の役割が増加、さらに90年代に入り、祖父母の役割が後退し「母と保育・育休」が増加した。また不況の影響か、直近では、施設保育に頼らない有業の「母」のみが若干増加している。なお育児休業、祖父母、保育所といった選択肢が12選択の中にあるため、母親が有業の世帯においては、むしろ子どもケア者に「父」が選択されない場合が多い。

⑤ 学歴差を見ると、妻、夫それぞれの教育年数が短い場合の方が「妻のみ」よる子どもの養育が多い。一方妻の教育年数が増えると、子どものケア者に「父」や「別居祖父母」を選択する者が増える。また施設保育の利用は全般に低い、高学歴女性に多く、高学歴女性の就業継続者ほど「母と保育・育休」という選択肢を採用し、低学歴者の就業継続者は親族を利用する者が多い。ただし学歴との正の相関は保育の利用というよりは育児休業の利用である。

⑥ 育児休業利用者の現在収入を見ると、正社員での就業継続者に限って見ても、妻の現在収入が高い世帯で育児休業の利用が多いことがわかった。妻の教育年数とも正の相関がある。夫の収入の差はより小さいが、やはりやや収入が高めの世帯での利用が多い。収入がより低い世帯では、親族ケアによる育児休業を利用しない就業継続がより多い。

⑦ 育児休業制度の法制化後、労働市場がきわめて重い不況期にあることもあって、女性の

就業継続が増える効果は見られなかった。むしろ直近では、正社員の就業継続は低下、非正社員や自営・家族従業が増えた可能性さえある。ただし、就業継続者に限っては、育児休業利用者が増えた。この結果、従来の「母と祖父母」にかわって、「母と育児休業プラス保育所」という子どもの養育選択が90年代の有業女性に大きく増加した。法制化は就業継続女性が一時期子どもとゆっくり過ごせる時間を増やした。ただしこれを利用しているのは、比較的資源が豊かな層（高学歴、高収入層）に多い点が現在での特徴である。

⑧正社員での就業継続には明らかに女性の稼得収入を上げる。育児休業制度の法制化とその普及は、出産直後、留保賃金が上昇するために離職しその蓄積した企業特殊人的資本を生かせなくなるだろう一部の女性の就業継続を増やしたと考えられる。ただしかなり選別的な利用というのも実態である。育児休業利用者の賃金がやや低下するくらいの選択肢があった方がより利用が選別的ではなくなり、普及が一般化するのではないだろうか。また有業世帯の子どもケアに対する父親役割の拡大が可能な働き方も求められているのではないかと考える。

参考文献

樋口美雄（1996）「職業移動分析」『消費生活に関するパネル調査（第3年度）』所収。

森田陽子・金子能宏（1998）「育児休業制度の普及と女性雇用者の勤続年数」『日本労働研究雑誌』第40巻9号

少子化と関連諸施策の動向と方向性 —地域の視点から—

小山 泰代

はじめに

日本の出生数は第二次ベビーブームの1973(昭和48)年の209.2万人をピークとして、多少の変動はあるものの長期的には減少傾向にあり、近年では120万人前後で推移している。同様に合計特殊出生率も1973年以降低下を続け、1999年には1.34にまで落ち込んでいる。厚生省が発表した市区町村別合計特殊出生率(1995年)によると、全国の合計特殊出生率が1.42であったこの時点で、東京都区部ではすでに9区で1を下回る水準となっている。合計特殊出生率や年少人口割合といった少子化の指標は特に大都市圏を中心とする都市部で低く、少子化は都市部においてより進行しているといえる。このような都市部における少子化は、子育て環境や住環境の厳しさに原因の一端があるといわれている。官庁統計等をみると、近年、全国的に住宅の居住水準は向上しているものの、大都市圏では相対的に低い状況が続いている。このほか保育所待機児童数の多さ、公園等の不足といった保育環境の量的問題、騒音・大気汚染や交通安全など、子どもと親にとって大都市の環境にはきびしい面が少なくないことが推察される。

本研究に先立って実施された「家族政策および労働政策が出生率および人口に及ぼす影響に関する研究」において、研究チームの一部である居住コスト班は、東京都を中心とする地域に焦点をあて、住宅事情と少子化現象(晩婚化や出産タイミングの遅れ)の関係を分析した(浅見他 2000)。そこでは、居住コストや住宅事情は、少子化現象に与える影響は人口学的・社会経済的な他の要因に比べて相対的に小さいが、世帯の心理的負担となって間接的な影響を与えており、また、世帯が子どもを持つという行動には計画性があり、将来の見通しに関する意識がそれに影響していると結論づけている。

こうした点から、子育てや住生活などの生活環境に対する具体的見通しを提示することが、特に都市部を中心とする少子化への対応のひとつとして考えられよう。今日、各地で多様な子育て支援施策、まちづくり施策が展開されているが、これらはどのような流れにあり、今後はどのような方向を目指しているのだろうか。また、世帯の行動を規定する将来見通しに回答を示し得るものなのであろうか。本稿では、都市部を念頭におきながら、少子化現象と福祉政策・都市政策の動向についてまとめ、今後の方向性について考察する。

1 少子化および子育て環境の現状

1-1 少子化の地域差

日本の合計特殊出生率は1973年以降低下を続け、1999年には1.34と過去最低の水準となっている。1999年の合計特殊出生率を都道府県別にみると(図1)、東京、北海道、神奈川、大阪、福岡といった、大都市を有する都道府県の値が低いことが分かる。こうした大都市

圏を中心とする9都道府県では全国合計特殊出生率である1.34を下回っているが、大半は全国値を上回っており、低出生率という現象はとくに大都市圏で進行しているといえる。もっとも低いのは東京の1.03、もっとも高いのは沖縄の1.79で、両者には0.76の差がある。

また、年少人口の割合は、1935年の36.9%をピークに低下が始まり、現在も減少が続いている。1995年の国勢調査では、年少人口割合は15.9%にまで低下し、高齢人口割合14.5%とほぼ同規模になった。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、年少人口割合は今後も低下し続け、2025年には13.1%となる見通しである。

年少人口割合は、市部では15.7%、郡部では16.8%と、郡部のほうが1ポイントほど高い。また、人口集中地区(DID)については全国値よりも若干低い15.5%となっており、これをさらに市部・郡部別にみると、市部で15.4%、郡部で17.2%となり、全体で見たときよりも差が大きくなる。全体では都市的地域での子どもの相対的少数の影響が強いが、郊外部では比較的子どもの割合が高いといえる。

1995年の国勢調査では、都道府県別の年少人口割合(図2)は、もっとも低い東京では12.7%、もっとも高い沖縄では22.1%と大きな差があるが、それ以外の道府県はほぼ15~18%の水準にある。1990年にはすべての都道府県において年少人口が高齢人口を上回っていたが、1995年には半数の23都県で高齢人口を下回り、1999年の総務庁推計人口では年少人口が高齢人口を下回る都道府県は40となっている。特に、東京の年少人口割合は、国立社会保障・人口問題研究所によれば、2025年には10.6%、すなわち人口の1割程度にまで縮小すると推計されている。

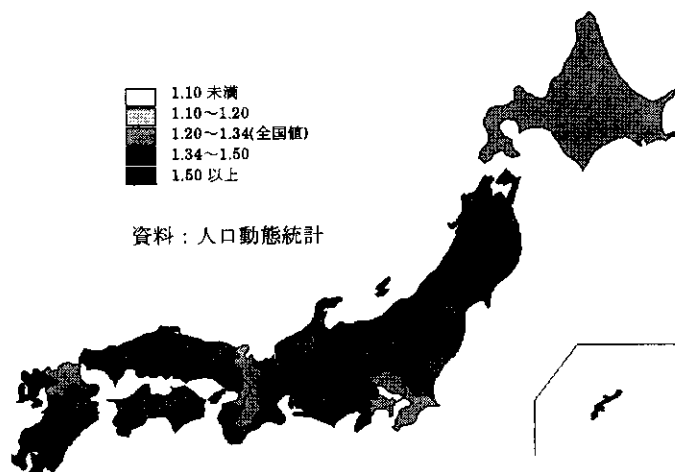


図1 都道府県別合計特殊出生率：1999年

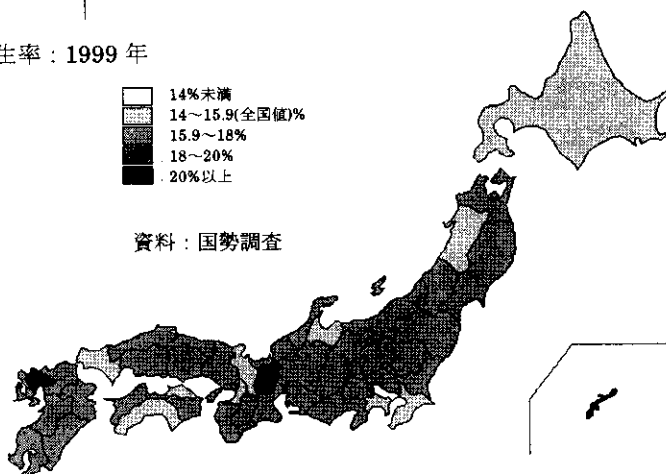


図2 都道府県別年少人口割合：1995年

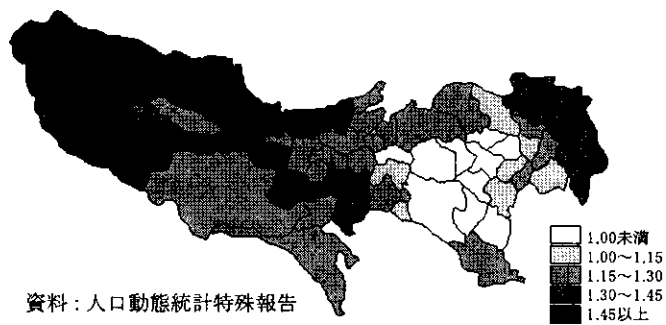


図3 東京都の市区町村別合計特殊出生率：1995年

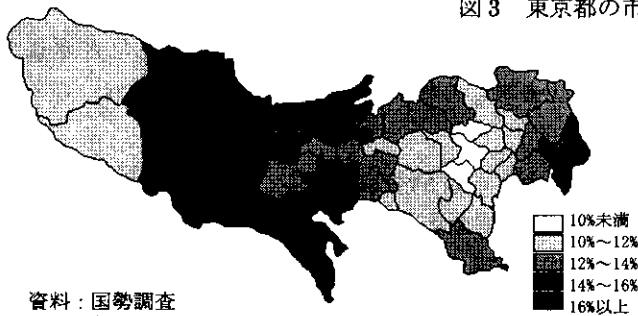


図4 東京都の市区町村別年少人口割合：1995年

これらの指標を東京都についてさらに見てみると、まず、合計特殊出生率(1995年)は、西部の特別区では1を下回っており、概ねそれらから外側へ向かって高い値をとる傾向がみられる(図3)。63市区町村のうち、当時の全国値1.42を上回る合計特殊出生率を示しているのは約4分の1の16市町村である。年少人口割合(1995年)についても合計特殊出生率と似た傾向がみられるが(図4)、三鷹市から日野市へと西側へ12~14%の地域が連なっており、西部の郊外住宅地域でも人口に占める子どもの割合が相対的に低下していることがうかがえる。また、豊島区(9.5%)、渋谷区(9.5%)、新宿区(9.8%)といった地域では年少人口はすでに人口の1割を下回っている。日本の少子化は大都市圏で特に顕著であるが、例えば東京についてみると、さらにその中では都心部を中心に進んでいるといえる。また、東京の少子化は全国の数年先を行く状況であるともいえる。

1-2 理想子ども数と予定子ども数にみられる地域差

国立社会保障・人口問題研究所の第11回出生動向基本調査(1997年)によると、夫婦の理想とする子どもの数の平均は2.53人である。これに対して予定している子ども数の平均は2.17人となっており、依然として平均予定子ども数が平均理想子ども数を0.4程度下回っている。夫婦の居住地別にみると、人口集中地区(DID)では平均理想子ども数が2.48、平均予定子ども数は2.12、非人口集中地区(NON-DID)ではそれぞれ2.64、2.27となっており、DIDのほうが理

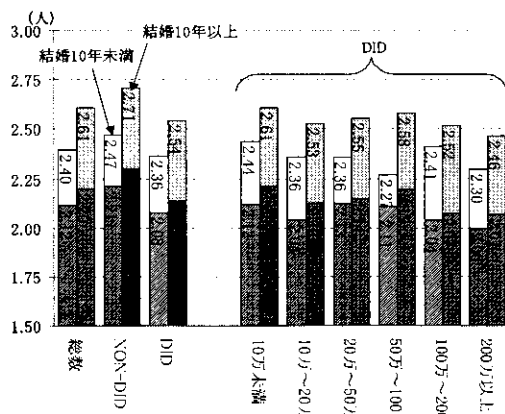


図5 平均理想・予定子ども数：1997年

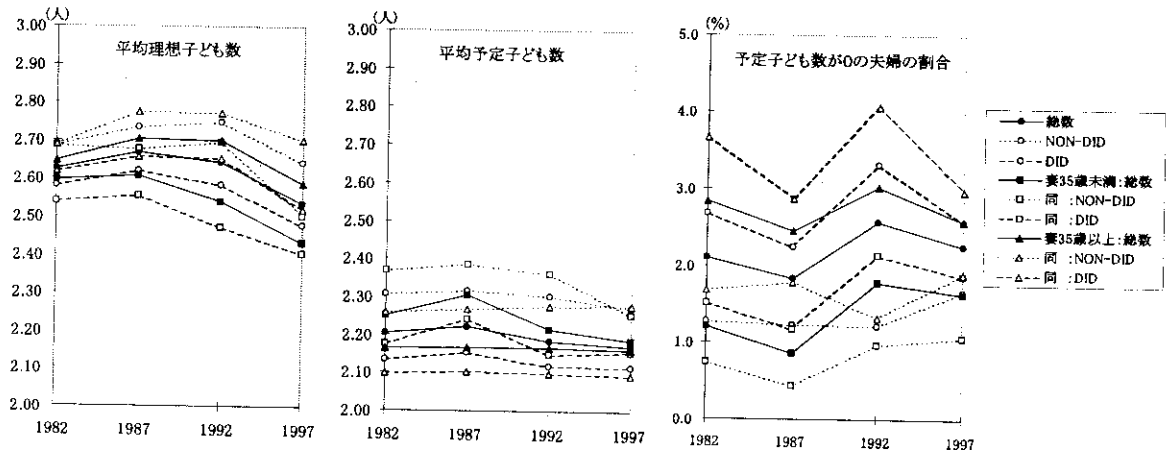
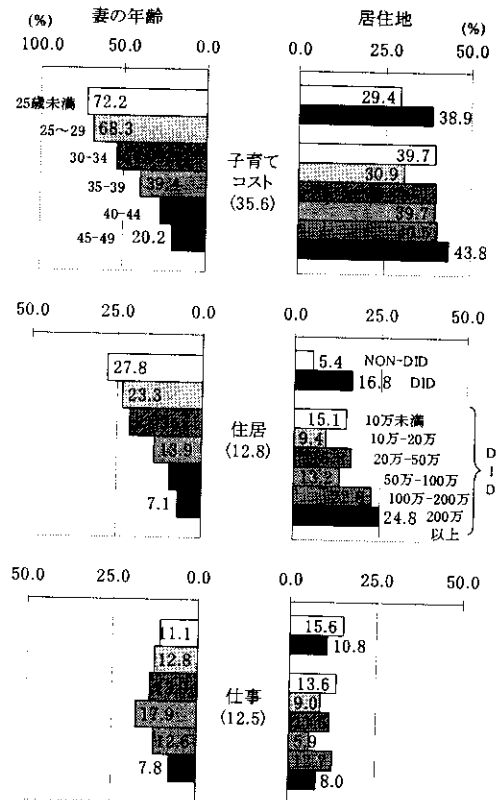


図6 平均理想子ども数・平均予定子ども数等の推移

想、予定ともに低い。また、どちらの地域においても若い夫婦(結婚持続期間10年未満)のほうがいずれも低い値で、DIDの若い夫婦では平均理想子ども数2.36に対し平均予定子ども数は2.08である(図5)。DIDの若い夫婦では、DID人口50万~100万人未満で平均理想子ども数が2.27人ともっとも少なくなっているが、平均予定子ども数は2.11で、もっとも両者の差が小さい。

さらに居住地と妻の年齢(35歳未満・35歳以上)によって最近4回の同調査の結果をみると(図6)、理想子ども数については、DID、NON-DIDともに過去10年ではおおむね低下傾向にあるといえる。特に、最近5年間でのNON-DIDの35歳以上における低下が目立つ。一方、予定子ども数については、あまり大きな変動はなく、居住地内での年齢による差は小さい。全体として理想と予定の差は、いずれの年齢層でも地域による差は小さくなっているが、差がより小さいのは35歳未満のグループである。また、予定子ども数を0(=子どもをもつ予定がない)とする夫婦も全体で2%程度ある。この割合はどちらの年齢層でもDIDではより高い水準となっているが、NON-DIDでは最近値が上昇している。DIDでは、妻が35歳未満の比較的若い夫婦でも、2%弱が予定子ども数は0であるとしている。

理想子ども数をもととしない理由として、居住地の都市的性格に関する項目をみると、1997年においては子育てコスト(一般的に子どもを育てるのにお金がかかる)または住居(家が狭い)を挙げるものの割合が妻の



()内は総数における割合

図7 理想子ども数をもたない理由：1997

年齢が低いほど高く、高年層ほど低いという傾向が顕著である(図7)。30歳代、とくに30歳代後半では仕事(自分の仕事に差し支える)を挙げるものの割合が高い。若い夫婦は経済的に、また住環境の面で子どもをもつ余裕がないが、年齢とともに改善されていく。高年層では住居よりも仕事を理由とするものが多い。また、居住地でみると、DIDでは住居を理由に挙げるものがNON-DIDよりも10ポイント以上も多く、都市部の住環境のきびしさを裏付けている。住居については特に人口100万人以上のDIDで2割以上が理由に挙げている。仕事を理由に挙げているものでは、NON-DIDのほうが割合が高いが、理由のひとつとして、保育サービスなどの整備水準の違いも考えられる。また、ここに挙げた3項目は、前回(1992年)の調査と比較するといずれも割合が上昇している。

1-3 女性の就業と保育

日本の女子の労働力率が結婚や出産の多い年齢である30歳代前半を底としたM字型を描くことはよく知られているが、これを結婚している女子についてみると、左右の山の高さに大きな差があるM字となっている(図8)。左側の山、すなわち出生の中心である20歳代・30歳代では、同じ年齢階級の女子全体の労働力率(およそ60~70%)よりもかなり低くなっているが、それでも4割から5割以上が労働市場に参加しており、年齢が高いほどその割合も高い。経年的な変化を追うと、これまでは25-29歳がM字の底であったが、女子全体の労働力率同様に上昇傾向にあり、最近では20-24歳を上回り、これまでの落ち込みがみられなくなっている。また、出生に関わりのある50歳未満の女子については、25-29歳以外では1995年とほぼ同じ水準となっている。これに対して、雇用率(雇用者の割合)は最近5年間に全体的に上昇しており、20歳代・30歳代では3~4割以上が雇用者である。

一方、保育所の現状をみてみると、保育所の定員は1980年代から減少傾向にあったが1999年には若干増加し、在所児数は1995年以降の増加傾向が続いている。このため、近年上昇している在所率(在所児数/定員)は1999年には96.1%となった(図9)。就学前の児童のうち、おおむね4人に1人は保育所に通っていることになる。最近は特に乳幼児(3歳未満)

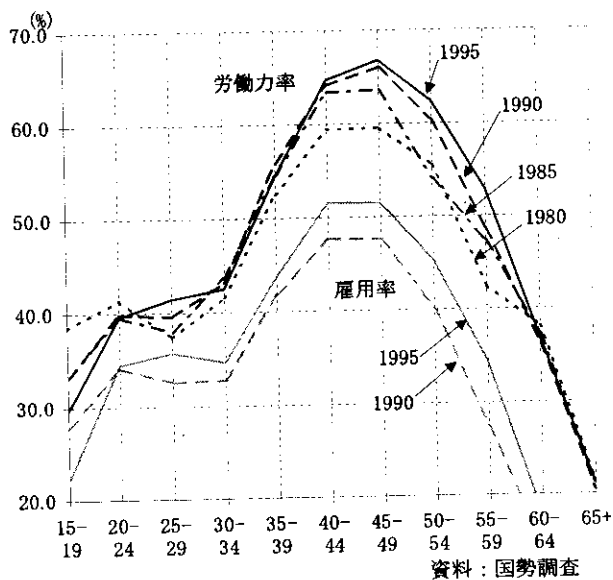


図8 有配偶女子の労働力率の推移

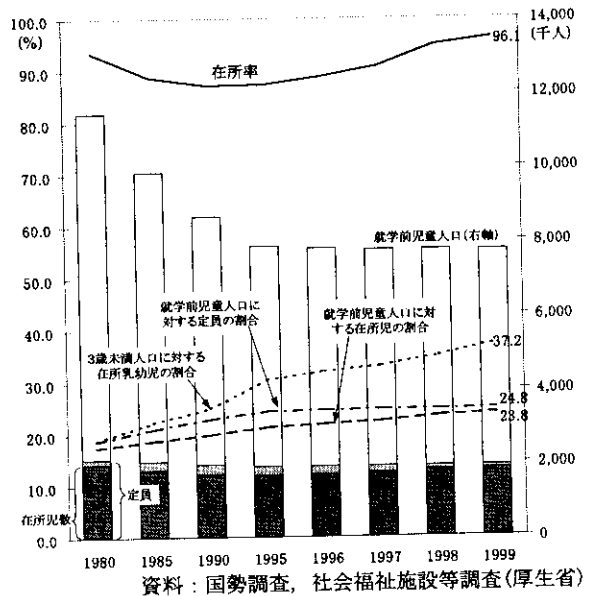


図9 保育所に関する指標

の在所児が増えており、3歳未満の子どもについてはおよそ3人に1人が保育所に在籍していることになる。在所率をみると保育所の需要と供給はよく合致しているように見えるが、保育所の数自体は年々減少しており、保育所と利用者の地理的分布が合致しているかについては留意する必要がある。また、1990年から1995年にかけては、保育所数や定員は減少しているものの、就学前児童に対する定員の割合、特に3歳未満のそれが上昇しており、先に見た1990年から1995年の有配偶女子(特に若い世代)の雇用率の上昇にはこうしたことも関係しているといえよう。

保育所について、在所率や在所児中の乳幼児の割合を、政令指定都市および東京都と、それ以外の地域に2区分してみると、いずれも政令指定都市および東京都のほうが高い値を示している(図10)。都市的な地域では保育所の供給量と消費(利用)量の差はきわめて小さい。また、在所児に占める乳幼児の割合は、政令市および東京都では約3割、それ以外の地域では1割弱と、両地域には大きな差がある。また、保育所の待機児童についてみると(図11)、2000年では待機率(待機児童数/保育所利用児童数)はやはり都市部、とりわけ東京・大阪とその近郊で高い傾向にある。これらの大都市圏においても、とりわけ横浜市や川崎市、大阪市といった大都市ではさらに高い値を示している。さらに、待機率は、低年齢児ほど高く、大都市圏とその他の差が大きい。また、東京・埼玉・神奈川・大阪・兵庫における待機児童数の合計は待機児童全体の6割強を占めている。首都圏と近畿圏の大都市を中心に、顕在化しつつも充足されていない保育ニーズがかなりの規模で存在していることがうかがえる。

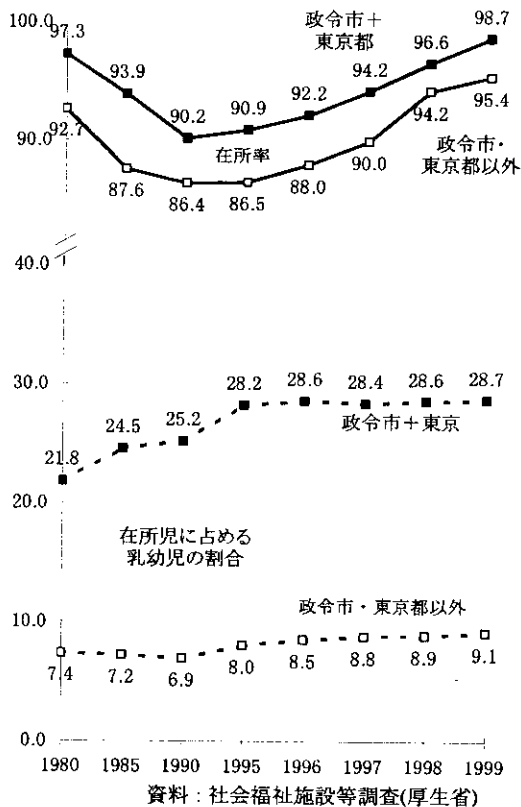


図10 地域別保育所の在所率等

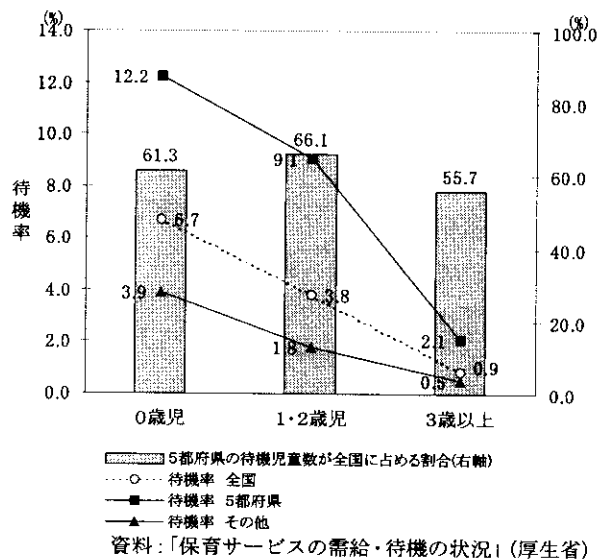


図11 保育所の待機率等：2000年

2 福祉・都市施策の動向と方向性

2-1 これまでのおもな動き

2-1-1 エンゼルプラン

1994(平成6)年3月、厚生大臣の私的懇談会である高齢社会福祉ビジョン懇談会は、高齢者介護と子育てを取り巻く環境が大きく変化するなかで、21世紀に向かってどのような福祉政策を選択すべきかを定量的な分析も含めて幅広く検討し、「21世紀福祉ビジョン」をとりまとめた。

同ビジョンにおいては、子育てを社会的に支援していくための総合的な計画の策定が提言されたが、これを受けて、同年12月、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)が策定され、政府の施策のなかに少子化への対応が具体的に位置づけられた。エンゼルプランは文部・厚生・労働・建設の4大臣合意によるもので、子育て支援のための施策の基本的方向を定め、おおむね10年間を目処に取り組むべき重点施策をまとめたものである。これら重点施策には、子育てと仕事の両立支援の推進のための保育サービスの充実のほか、家庭に置ける子育て支援のための施策として地域子育て支援センターの大幅拡充など、また、子育てのための住宅および生活環境の整備のための施策としてゆとりある住宅の整備などがあげられている。こうした施策を具体化するため、同年12月に大蔵・厚生・自治の3大臣合意によって「緊急保育対策等5カ年事業」が策定され、エンゼルプランにおける重点施策の目標値が示された。同時業では1999(平成11)年度の整備目標を掲げているが、最終年(1999(平成11)年)における実績は次表に示すとおりである。

○エンゼルプラン(緊急保育対策等5カ年事業)の整備目標および実績

項目	計画開始前 (6年度)実績	11年度 整備目標	計画最終年 (11年度)実績	達成率
低年齢児受入枠	45.1万人	60万人	56.4万人	94%
延長保育	1,649カ所	7,000カ所	5,125カ所	73%
乳幼児健康支援一時預かり	7カ所	500カ所	110カ所	22%
放課後児童健全育成事業	5,313カ所	9,000カ所	8,392カ所	93%
地域子育て支援センター	118カ所	3,000カ所	997カ所	33%
一時保育	387カ所	3,000カ所	685カ所	23%
多機能保育所の整備(5カ年累計)	---	1,391カ所	1,500カ所	93%

さらに1995(平成7)年6月には「児童育成計画策定指針」が通知され、エンゼルプランに盛り込まれた保育事業を各地域の実態に即した形で実現するため、都道府県や市町村においても具体的な数値目標を掲げて「地方版エンゼルプラン」を策定することとされた。以降、都道府県・市町村ではそれぞれ独自のエンゼルプラン(児童育成計画)が策定されている。また、エンゼルプランが目指す保育システムの多様化・弾力化を実現するための方策のひとつとして、1997(平成9)年には児童福祉法が改正され(実施は1998(平成10)年4月より)、保護者が保育所を選択することができるようになるなど、多様な保育需要に対応するための既存制度の見直しも行われている。

2-1-2 少子化に関する基本的考え方・平成10年版厚生白書

1997(平成9)年9月、人口問題審議会は、政府の審議会としては初めて少子化という問題を取り上げ、「少子化に関する基本的考え方」という報告書を取りまとめた。この報告書では、少子化の要因、背景、影響について総合的な分析を行い、少子化の影響にだけでなく、要因への対応が必要であることを明示し、国民全体での広い議論を呼びかけている。ここに示される対応策はエンゼルプランの再確認といえる。この報告書を踏まえて、1998(平成10)年6月に発表された厚生白書「少子社会を考える」では、厚生白書として初めて少子化を主要なテーマとし、「子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会」を実現するための家族、地域、職場、学校の変化と将来像を示すとともに、これに続くさらなる国民的議論の必要性を呼びかけた。白書では、「生活圏にあったまちづくりにより、地域社会に新たな共同性が生まれると、地域による子育て支援力が増し、親たちの子育ての負担が軽減され、子育ての喜びが増していくだろう」として、職住近接、地方分権や住民活動、民間非営利団体の活動といった今後のまちづくりの方向性に触れている。

2-1-3 少子化への対応を考える有識者会議による提言

1998(平成10)年7月には内閣総理大臣主宰による「少子化への対応を考える有識者会議」が設置され、結婚や出産について個人が望む選択ができるような環境整備についての具体的な提案が検討された。同会議では1998(平成10)年12月に「夢ある家庭作りや子育てができる社会を築くために」という提言を行った。この提言では、今後の方向性の中心的過大を整理し、その課題ごとに具体的な対応策を幅広く提案するとともに、それぞれの対応策ごとに、実施の中心となることを期待する主体を明示して主体的な取り組みを呼びかけている。この提言中に掲げられた対応策は全体で150項目以上にのぼるが、そのなかでまちづくりに関係するものとしては、「地域での子育て支援・子育て中の親支援」「子育てにやさしいまちづくり」という中項目のもとに21項目が提案されている。このうち「子育てにやさしいまちづくり」については次表のような具体的方策が掲げられている。また、これとは別に保育子育てサービスについては、特に都市部の低年齢児保育など需要の多いサービス、生活スタイルの変化に対応した多様なサービスの提供を中心に21項目が挙げられている。

○子育てにやさしいまちづくり(少子化への対応を考える有識者会議の提言より)

具体的方策	実施主体
子どもが大勢でのびのびと楽しく安全に遊び生活できる空間の整備	建設省、厚生省、地方公共団体、建設関係者
職住近接の生活圏にあったまちづくり	建設省、地方公共団体、建設関係者
*妊婦・子ども連れ優先車両のある電車、おむつ替えのスペースのある公共施設など、安心して子ども連れで外出できるきめ細かい配慮の行き届いたまちづくり	公共交通関係者、商業施設関係者、建設関係者、運輸省、建設省、厚生省、通商産業省、地方公共団体
子連れの外出に関し、公共の場でどのような行動がふさわしいかについて、乳幼児連れの親が過度に負担感を持たなくて済むような共通のルールづくり	運輸省、建設省、地方公共団体、民間関係団体
子育てを軸にした中心市街地活性化の推進	地方公共団体
多世代を巻き込んだ地域社会活性化の推進	地方公共団体
子育てに対応できるゆとりある住宅づくりの推進	建設関係者、建設省、地方公共団体

*印は運用面での対応できる事項や意識啓発など、早急に検討・実施すべき事項

2-1-4 新エンゼルプラン

有識者会議の提言を受けて、1999(平成11)年5月、内閣総理大臣主宰により関係19省庁の参加による「少子化対策関係閣僚会議」が設置され、関係行政機関は緊密に連携して家庭や子育てに夢を持てる環境整備の効果的・総合的推進を図ることとなった。また、同年6月には「少子化への対応を推進する国民会議」が開催され、2000(平成12)年4月には「国民的な広がりのある取り組みの推進について」として各界の関係団体による当面の具体的な取り組みが取りまとめられた。一方、少子化対策関係閣僚会議では、関係閣僚によって今後の少子化対策の基本的な方針が議論され、1999(平成11)年12月に、政府が中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針として、「少子化対策推進基本方針」が策定された。同方針では、特に重点的に取り組むことが必要な分野として、働き方、保育サービス、相談・支援体制、母子保健、教育、住宅などを挙げ、これらにおける施策の具体的な実施計画を策定することとされ、これを踏まえて、1999(平成11)年12月、大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治の6大臣合意によって新エンゼルプランが策定された。新エンゼルプランにおいては、施策の目標として8つの主要項目を挙げているが、そのうち子育てとまちづくりに関連するものとしては「1 保育サービス等子育て支援サービスの充実」「5 地域で子どもを育てる教育環境の整備」「8 住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援」が挙げられる。新エンゼルプランの数値目標は次表のとおりである。エンゼルプランを拡大し、さらにおし進めたものとなっている。

○新エンゼルプランの目標値

	平成11年度実績	平成16年度目標値
低年齢児受入れの拡大	58万人	68万人
延長保育のスイス員	7,000カ所	10,000カ所
休日保育の推進	100カ所	300カ所
乳幼児健康支援一時預かりの推進	450カ所	500市町村
多機能保育所等の整備	365カ所 (5年間累計 1,600カ所)	2,000カ所 (平成16年度までに)
地域子育て支援センターの整備	1,500カ所	3,000カ所
一時保育の推進	1,500カ所	3,000カ所
ファミリー・サポート・センターの整備	62カ所	180カ所
放課後児童クラブの推進	9,000カ所	11,500カ所
プレー・プレー・テレフォン事業の整備	35都道府県	47都道府県
再就職希望登録者支援事業の整備	22都道府県	47都道府県
周産期医療ネットワークの整備	10都道府県	47都道府県
小児救急医療支援事業の推進	118地区	360地区(2次医療圏) (平成13年度)
不妊専門相談センターの整備	24カ所	47カ所
子どもセンターの全国展開	365カ所	1,000カ所程度
子ども放送局の推進	約1,300カ所	5,000カ所程度
子ども24時間電話相談の推進	16府県	47都道府県
家庭教育24時間電話相談の推進	16府県	47都道府県
総合学科の設置促進	124校	当面 500校程度
中高一貫教育校の設置促進	4校	当面 500校程度
「心の教室」カウンセリング・ルームの整備	---	5,234校を目途 (平成12年度までに)

2-1-5 生活福祉空間づくり大綱

厚生省を中心とする上記のような流れの一方で、建設省では、1994(平成6)年6月、21世紀をにらんだ福祉インフラ整備の理念、目標とすべき生活像・将来像、中長期的な施策の方向や整備目標等を取りまとめ、「生活福祉空間づくり大綱」を策定した。この大綱は、ゴールドプラン(高齢者保健福祉推進十カ年戦略、1989(平成元)年12月)や21世紀福祉ビジョンといった福祉施策の動向に対応しようとするもので、エンゼルプラン等の少子化に対する取り組みへの対応も明確に打ち出しており、行政サービスの対象者として、高齢者や障害者にくわえて子どもや子育て家庭をあらためて位置づけた。主要施策のひとつとして「安心して子供を産み育てることができる家庭や社会の環境づくり」を挙げ、ゆとりある居住環境の整備と、就業と家庭生活の両立を支援するための生活環境の整備という両面から少子化への対応を行うとしている。中心的な施策は、特定優良賃貸住宅、公団住宅等の広くゆとりあるファミリー向け賃貸住宅供給の促進、公的賃貸住宅への多子世帯の入居優先、職住近接・子育てしやすい都心居住の推進、保育所等の子育て支援施設の住宅への併設等である。

2-1-6 子育てにやさしいすまい・まちづくりの提案

エンゼルプラン策定後、地方公共団体のまちづくり戦略という側面からの子育て施設のあり方を検討するため、国土庁、厚生省、建設省の連携により、「居住機能・まちづくりと連携した子育てし悦整備の推進方策検討調査」が実施され、1996(平成8)年6月、「子育てにやさしいすまい・まちづくりの提案」という報告を行った。同提案は、保育ニーズの現状を踏まえたうえで、都心居住や職住近接をはじめとする大都市圏の圏域構造上の課題を整理して居住機能と連携した子育て施設について具体的な整備方策を提示し、職場・住居・保育施設の近接化により子育てにやさしいすまい・まちづくりを推進することを目指している。報告においては、世帯を職場と住宅の立地タイプで分類し、ライフスタイルの類型ごとの整備イメージを示した(エンゼル・ハウジングスキーム)。また同時に、このスキームの実現のため、住宅あるいは職場と保育施設との併設を推進することとし、そのためのプロジェクトイメージを提案し、活用すべき事業手法等を提示した。

○エンゼル・ハウジングスキーム

ライフスタイルの類型		整備イメージ
都心居住型	都心部の共同住宅に居住し、仕事・生活・遊びの各方面において都市の利便性を最大限に享受。	都心部において、職場近くに住居を立地。いずれかに保育施設を近接設置。
郊外生活拠点型(1)	仕事と家庭生活のバランスを重視。豊富な緑、個性的な都市サービス、閑静な住宅市街地といった豊かな居住環境志向。地域活動等にも積極的に参加。	郊外部において、住居近くに職場を設置。いずれかに保育施設を近接設置。
郊外生活拠点型(2)	職場は都心部。週の半分程度は郊外部の居住地近くでテレワーク。都市部での就業機会と郊外部の生活環境の豊かさを享受。	郊外部において、住居近くにテレワーク拠点を設置。テレワーク拠点に保育施設を近接設置。
都心への通勤型	郊外部に居住し都心の職場に通勤。今後当面は主流となる形態。	住居または最寄り駅に保育施設を近接設置。

○プロジェクトイメージ

プロジェクトタイプ	利用イメージ	事業手法	実例等
共同住宅への保育施設併設タイプ	共働き世帯が、程よい住居費負担と充実した保育サービスのもとで、就業を継続しつつ都会生活を楽しむ。育児相談の場としても活用される。	・テナント型:保育所が賃貸等に入り付加価値を増進。住宅事業について各般の補助制度等を活用。 ・保育所更新型:既存保育所の更新時に住宅を併設して高度利用。住宅部分を処分して事業費を確保する場合と、自ら賃貸として経営する場合とがある。	神戸市等の民間賃貸マンション
業務系施設への保育施設併設タイプ	周辺を含めた複数の企業が共同で利用できる施設を想定。特に子育て世代の女性が多い業種(化粧品、保険等)をイメージ。	・保育所が賃貸等に入り、利用企業やビルの付加価値を増進。福祉空間形成型市街地再開発事業等の活用を検討。 ・周辺利用が多い場合は接地階への接地が望ましいが、床賃料との兼ね合いが課題。 ・単独の事業所内保育所や、深夜・休日勤務の多い企業の委託により社会福祉法人が運営する保育所については、厚生省の助成制度あり。	
最寄り駅・駅周辺ビルへの保育施設併設タイプ	都心への通勤者が通勤途上で子供を預け、引き取ることが可能となる。ショッピング時等の一時保育需要にも対応。	・保育所が賃貸等に入り、周辺商業施設等の付加価値を増進。商業施設の集客増大効果を重視した計画、運営が必要。駅との接続等、動線計画が重要。	横浜市の私鉄駅等
保育機能を有するテレワーク・エンゼル拠点の整備	都心部への通勤者であるが、週の一部を郊外の住居付近でテレワークする人が利用。将来はテレワークのみの人も増加。	・保育所が賃貸等で入る。テレワーク拠点自体は単独企業による整備と事業者による共同利用施設としての整備の2通りを想定。 ・郊外部のため床負担は比較的低廉。 ・図書館等公共施設との併設も検討。	
多世代交流型のエンゼル・シルバーハウジング	多世代型の新しいコミュニティミックスを形成。高齢者と子供との交流による情緒面、教育面の効果が期待される。	・基本的に1.と同様。 ・施設の複合化による施設面、運営面での合理化の可能性あり。	相模原市のシニア住宅、特優賃、デイサービスセンター、保育所、店舗等の複合施設(計画)

2-1-7 その他の動き

このほか近年の動きとしては、1999(平成11)年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づき、2000(平成12)年12月、「男女共同参画基本計画」が策定された。基本計画では、11項目の重点目標について施策の基本的方向性と具体的な内容を示し、関係省庁の役割を明記した。重点目標のひとつとして男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援が挙げられ、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実させるため、保育サービスや子育て支援サービスの整備、良質な住宅・居住環境・道路環境の整備等の具体的施

策が挙げられている。

また、1999(平成11)年11月閣議決定の経済新生対策に「歩いて暮らせる街づくり」が位置づけられ、翌12月には関係省庁連絡会議において、職住近接などコンパクトな生活圏の整備や、子育て世帯や高齢者世帯等様々な構成員からなるコミュニティの再生のための多様な住宅の整備といった考え方を示す推進要綱が決定された。このほか、2000(平成12)年12月、「次世代の都市生活を語る懇談会」(建設省都市局長の私的懇談会)による提言が行われ、子育て世帯が直面している問題を取り除くための住環境・周辺環境の整備について、より現実的な指摘がなされている。

一方、地域においては、児童福祉サービスに関する窓口を一本化し、住民へのサービス向上とともに効率的な政策推進を目指して、いわゆる「子ども課」を設置するといった動きが活発である。とくに保育政策については、駅前保育所(分園)や市立保育室の設置、小学校の余裕教室の利用、保育所の公設民営化など、サービスの需給の両面において地域の実情にあわせた多様な保育サービスが展開されている。

2-2 施策の方向性

平成10年版厚生白書でも言及されたように、現在の少子化への政府の対応は、単なる出産の奨励ではなく、子育て世帯への支援であり、理想子ども数を実現できるよう出産・子育てを阻害する障害を除去するという立場に立っている。出産奨励策には世論の拒絶反応が強いが、1999年に実施された「少子化に関する世論調査」(総理府)によれば、政府が少子化対策を行うことについて、半数以上が「結婚や出産を阻む社会経済的・心理的要因を取り除くような環境整備をし、結果として少子化の解消を期待すべきである」という態度を示しており、子育て支援という立場での少子化対策には理解を得やすい情勢となっている。21世紀の子育てとまちづくり政策は、こうした世論のほか、男女共同参画、子どもの権利条約といった新しい部門からの要請でもあり、最近の政府の対応もそれらに答えようとするものである。

21世紀福祉ビジョンが示されて以降、政府の少子化への対応はめざましい動きをみせてきた。多くは厚生省が中心となるものであるが、エンゼルプランで基本の方針を示し、審議会や白書で問題提起と議論の呼びかけを行い、それと同時に有識者会議等で検討し、官民を交えた多方面へ対応を呼びかけるといった一連の流れのなかで、最近では同じ目的のもとに多くの省庁が連携し、それぞれの行政枠組みのなかでより大きな効果をあげるべく多様な施策の展開を目指している。また、いわゆる「子ども課」の設置など、地方自治体においても分野横断的な対応が進んでいる。少子化についての議論の具かまりとともに、「少子化」や「子ども」から、次第に「子育て」という行為そのもの、あるいは「子育て家庭」に焦点があてられるようになったが、多くの場合、保育政策や住宅・都市政策において「少子化」や「子ども」、「子育て」が位置づけられており、福祉政策の中に「まちづくり」が位置づけられることはまだ多くはない。福祉政策に都市的視点を、都市政策に福祉的視点を導入することで、福祉政策とまちづくり政策のいっそうの連携・統合を実現し、ハードとソフトの、あるいは地域として一体的な生活環境を整備することが期待される。

当初のエンゼルプランは保育対策的な性格が強かったが、その後の議論のなかで少子化現象の原因が掘り下げられ、男女の固定的役割分業といった意識や労働慣行など広範な開

題が指摘されるようになった。これらの問題には行政が立ち入れない部分も多く、個人や民間部門の対応が期待される場所である。実際、最近では、地下鉄のベビーカー乗車解禁、商業施設における男性トイレ内のベビールーム設置など、民間レベルで実効をあげているバリアフリーの例もある。しかし一方では、入居条件に「子ども不可」とする民間賃貸住宅などのバリアも依然として存在している。官民の果たすべき役割を含め、民間部門に対する啓発についても議論の必要があろう。

また、子どもをもつ家庭、子どもをもとうとしている家庭にとっては、市区町村の家賃補助や乳幼児医療費補助、保育サービスといった行政サービスはもとより、集合住宅にエレベーターが設置されているか、子どもと外出しやすいかといった細かな点が生活拠点の評価につながる。最近ではほとんどの市区町村がウェブサイトを開設しているが、多様なメディアを通じて積極的に情報を提供し、同時にニーズをすくいあげるような情報施策の重要性が今後さらに増していくものと思われる。近年の急速な社会の情報化によって、インターネット上においても子育てに関する情報交換が活発に行われているが、行政当局においては、様々な場を通じて、より実際的な問題・ニーズをすくいあげて、関係各方面との調整を図りつつ、柔軟な姿勢で子育てにやさしいまちづくりの体制を築いていくことが望まれているといえよう。総理府の世論調査(1999年)では、世帯形成期の30~40歳代は今後の生活の力点を住生活におくとするものが大勢である。少子社会、とりわけ子育てを含めた住環境のきびしい都市部においては、ライフステージにあった住み替えをサポートするような福祉政策・都市政策の必要性はより高く、また有用性もより高いといえる。

参考文献・資料

- 平成8~10年厚生科学研究費総合報告書『家族政策および労働政策が出生率および人口に及ぼす影響に関する研究』(主任研究者:阿藤 誠), 1999
- 浅見泰司, 石坂公一, 大江守之, 小山泰代, 瀬川祥子, 松本真澄「少子化現象と住宅事情」『人口問題研究』第56巻第1号, pp.8-37, 2000
- 総務庁統計局『国勢調査報告』
- 厚生省『社会福祉施設等調査報告』
- 厚生省『人口動態統計』
- 厚生省『人口動態保健所・市区町村別統計(平成5年・9年) 人口動態統計特殊報告』
- 国立社会保障・人口問題研究所『出生動向基本調査』1982年, 1987年, 1992年, 1997年
- 国立社会保障・人口問題研究所『都道府県別将来推計人口 平成9年5月推計』, 1997年5月
- 厚生省『厚生白書』各年
- 厚生省『21世紀福祉ビジョン 一少子・高齢社会に向けて一』, 1994年5月
- 建設省『生活福祉空間づくり』, 1995年
- 国土庁・厚生省・建設省『居住機能・まちづくりと連携した子育て施設整備の推進方策検討調査報告 子育てにやさしいすまい・まちづくりの提案』, 1996年6月
- 人口問題審議会『少子化に関する基本的考え方について 一人口減少社会、未来への責任と選択一』, 1997年10月
- 少子化への対応を考える有識者会議『夢ある家庭づくりや子育てができる社会を築くために(提言)』, 1998年12月

総理府『少子化に関する世論調査』, 1999年2月

厚生省『少子化対策基本方針について』, 1999年12月

厚生省『新エンゼルプランについて』, 1999年12月

歩いて暮らせる街づくり関係省庁連絡会議『「歩いて暮らせる街づくり」構想の推進について』, 1999年12月

少子化への対応を推進する国民会議『国民的な広がりのある取り組みの推進について』, 2000年4月

厚生省『保育サービスの需給・待機の状況』, 2000年4月

総理府『男女共同参画基本計画』 2000年12月

次世代の都市生活を語る懇談会『次世代の都市生活を語る懇談会 提言』, 2000年12月

少子化現象のジェンダー分析(2) —男性の家庭役割と追加出生に関する意識—

西岡八郎

1 はじめに

この報告は、本プロジェクトの昨年度調査研究（西岡八郎・小山泰代,2000,「少子化現象のジェンダー分析—男性の家庭役割への関わりから」『少子化に関する家族・労働政策の影響と少子化の見通しに関する研究（主任研究者高橋重郷：厚生省科学研究政策科学推進研究事業平成11年度報告書）』）の継続研究の結果である。今年度は、昨年度と同じ枠組みで、「1歳児をもつ母親の子育て環境」調査（厚生省統計情報部人口動態社会経済面調査（出生））を対象調査として分析を行った。したがって、分析枠組みは前年度の考え方を踏襲し、別の調査でのあてはまりはどうかを検証することによって、以下に提示した少子化現象と男性の家庭役割との関連性が普遍性、一般性を持つかどうかを確認する。最終年度の施策提言への示唆を得ようとするものである。

少子化、出生率の低下の問題は、安定的な性別役割型の近代家族の役割規範モデルから夫も妻も働き家事や子育てを分担する家族への転換期、過程期に生じたとする意見がある。男性の家庭役割からの「逃避（家事や育児遂行の少なさ）」が、女子の結婚や出産を躊躇させる要因、あるいは義務感、負担感の一つになっているとすれば、こうした阻害要因を取り除けば結婚や出産行動に変化がみられるのであろうか。男女共同参画型社会のモデルでもある西欧諸国の動向を観察すると男性の家事、育児行動と出生行動には関係がありそうである。新しい家族像のもとでは夫の家事、子育て参加ではなく、夫婦間で仕事と子育ての共同分担が可能となるような男女共同参画型社会に向けた改革が必要となってくる。しかし、各方面の制度改革や社会全体の意識改革などの基盤整備があって、男女の共同分担が可能となり、こうした複数の条件がそろって、結婚行動、出生行動に変化の可能性がはじめて生じるものかもしれない。

この研究では、男性の家庭役割へのかかわりの観点から少子化現象のジェンダー分析を試みたいと考えている。本年度は、その予備的考察の継続(2)として、既存の調査データを利用し、(1)夫の家事、育児行動の規定要因の分析、(2)夫の家庭役割の遂行と追加出生意識との関連性等を検討する。

2 夫の家事行動、育児行動の規定要因

日本における夫の家事行動、育児行動の規定要因に関する研究は、全国標本の家族調査の実施により、従来のインテンシブな調査に基づく事例分析ばかりでなく、多変量による解析が活発になっている。ここでは、先行研究の妥当性を検証するとともに、夫の家事、育児参加に影響を与えると予想される変数について検討する。その変数とは夫婦資源分布（夫婦の社会経済的要因）、環境制約要因、イデオロギー要因に関する変数群である。以下のようなステップで重回帰分析を行った。

2-1 方法とデータ

データは、厚生省統計情報部が1994年(2月)に実施した「1歳児をもつ母親の子育て環境」(人口動態社会経済面調査)に関する調査を利用した。この調査は、「全国の1992年12月1日から7日の間に生まれた子(調査時に生存)の母親を調査の対象とし、全国から層化無作為抽出された1/2の保健所管轄内に住所を有する母親全員」を調査の客体としたものである。したがって、調査時点で1歳2か月の子どもをもつ母親が調査の対象である(母の年齢別子ども数の分布は、表1「母の年齢別にみた子ども数」を参照)。調査の方法は、抽出された各保健所において、人口動態調査出生個票を基に調査客体を確定し、その世帯へ調査票を郵送により配布し、回収は直接厚生省への郵送によったものである。

調査客体数は、全国10,815で、回収客体数8,118(有効客体数8,117)、有効回収率は75.1%である(ただし、多変量解析に用いたすべての変数について、欠損値を含まずに有効な回答を行っているケースは7,484ケースである)。

家事、育児の遂行頻度によって4段階評価で回答されたものを順序尺度に置き換え、各家事・育児6項目の総和を算出しこれを被説明変数とした重回帰モデルによって分析した。子どもが1歳児と小さく、女性が就業していれば育児休業期間も終え、本格的に仕事と家事、育児の両立の問題に直面しており、まさに日頃の夫(パートナー)の家事、育児行動が問われるはずである。また、妻にとってこの時期はもっとも夫の家事、育児のワークシェアを必要とする期間である場合が多い。したがって、夫の家庭役割に対する本音の部分が集約されている可能性が高い。この種の調査で大規模調査は難しく、サンプル数を充たそうとすれば普通は回想遡及的な方法によらねばならない。その意味でもリアルタイムで進行する夫の家事、とくに育児行動を規定する要因を知るにはふさわしい調査であろう(ただし、分析用に設計された調査票でないため各変数の構成が必ずしも十分でない。たとえば、夫の職種はホワイトカラーかブルーカラーかといった単純な分類も出来ない。また、子どものいないカップルは対象としていないため分析に制約がある)。

夫の家事、育児参加に影響を与えると予想される変数を以下に示した。すなわち夫婦資源分布(夫婦の社会経済的要因)、環境制約要因、イデオロギー要因に関する変数群である。以下のようなステップで重回帰分析を行った。

社会経済的要因 + 環境制約要因(社会環境要因) + イデオロギー要因

従属変数となる夫の家事得点、育児得点は、それぞれ6項目からなる具体的な家事、育児行動項目に関し夫の遂行頻度を得点化し総和した。家事では、1)食事を作る 2)食事の後かたづけ 3)部屋等の掃除 4)洗濯 5)ゴミを出す 6)日常の買い物、育児領域では1)食事の世話 2)おむつを取り替える 3)入浴させる 4)寝かしつける 5)遊び相手をする(家の中) 6)遊び相手をする(家の外)のそれぞれ6項目である。夫の遂行頻度は、1)いつもする 2)ときどきする 3)ほとんどしない 4)まったくしない、の4段階の選択肢である。これを以下のように得点化した。すなわち、いつもするに3、ときどきするには2、ほとんどしないに1をそれぞれ付与し、6項目の得点総和を従属変数とした(「まったくしない」は0点。家